「望郷の念　絶ち難い故郷　色丹島」

映画『ジョバンニの島』純平のモデル　色丹島元島民　得能　宏

終戦の翌年七月、色丹島斜古丹村の小高い丘にある墓地から、空高く黒い煙が立ち昇っていた。言いようのない、寂しく、悲しい茶毘（だび）の姿だった。その茶毘を行う若者ふたりのそばに、一人の少年の放心した姿があった。大好きだった爺ちゃん（祖父）が死んだ。

昨年の九月一日、朝早くソ連の兵隊が色丹島の斜古丹湾に不法侵攻、全てを奪われた祖父は、小さい物置小屋に住まいを移し、失意のどん底に落ち、苦悩の日々の中、一年経たないで死を迎えた。その数日前から、若い時からの苦難の開拓の仕草、船の舵を漕ぐ、網を手繰る様子を、幻覚の中で繰り返す姿が哀れで可哀想だった。

昭和二十一年七月十七日、七十八歳の最後。

二十五歳の時、色丹島に渡り、人生の全てをかけて切り開いた海が、不法な暴力によって奪われた。今祖父の年を超えた私は、祖父の無念の気持ちが痛いほどわかる。故郷の斜古丹墓地にぬかずく時に、必ずあの時、黒く天に昇った祖父の姿に語る。必ず取り戻すと。

私の生まれた色丹島は、美しい山々、多くの高山植物が村人たちの心を憩い、海岸には天然の良湾、入り江を有し、海には豊かな魚族資源、そんな恵まれた島でした。そんな部落の人々は、親類・親族同様のつながりを大事にして暮らしていました。

私の祖父は一八六八年（明治元年）、富山県黒部で生まれ、二十代前半の時に根室に入り、北の海の開拓に汗を流し、やがて北方領土のひとつ色丹島に漁業基地を置き、幾多の困難にあいながらも多くの人々と力を合わせて、島の開拓を進めたと聞かされています。血の汗を流しながら、長い年月をかけ、部落民は漸く安住の地を得ることが出来たそうです。

昭和二十年八月十五日、部落民は数少ないラジオの玉音放送により、日本の敗戦を知りました。それからわずか二週間後の昭和二十年九月一日、この日の朝、なんの前触れも無く、島の北西側にある斜古丹湾に不似合いな真っ黒い駆逐艦と輸送船の二隻があっという間に侵入してきたことをよく覚えています。

小学校五年生の私は、この朝、初めて恐ろしい出来事に遭遇しました。銃剣、ライフル銃をかまえていたソ連兵六～七人が土足のまま学校に入ってきました。子供たちを殺しに来たように思えました。先生は生徒たちに落ち着くように言いながら、ソ連兵と向き合っていました。

その時、部落の方も大変な状況でした。約600～700名のソ連兵が上陸しました。民家を襲い、銃剣を突きつけ、家の中の金品を奪ったソ連兵も多かったようです。若い娘のいる家では、娘の身を守るために、様々な方法を取ったようです。この日を境に島の運命は、悲惨な現実へ転がり落ちていったのです。

やがてソ連兵は民家を次々と没収しはじめました。追い出された村民は、物置や知人の家に間借り生活になりました。毎日がソ連軍の監視下にあり、恐ろしくて外にも出れない日々が続きます。そして島を脱出する住民が増えてきました。厳しい監視の目を逃れ、暗闇の海へ、荒れている海へ、小さい持ち船に家族や知人を乗せ、エンジン音を消し、灯火も消し、死を覚悟の無謀な脱出をしました。

島に残った島民は、その後、三年間、言葉で表すことのできないソ連人との共存生活をすることになります。祖父は若い時代から六十年間、命をかけて築いてきた生活の全てを奪い取られ、翌年の五月、心痛のあまり、病の床につきました。そのときの私は十二歳、祖父が床の中で幻覚症状のため、船をこいだり、網を手繰る仕草を見たとき、母とともに涙を流しました。そして昭和二十一年七月十八日、祖父は無念の死を迎えます。斜古丹墓地での茶毘、黒い、黒い煙が天高く昇りました。今でも脳裏に重く残るひとつです。

先の見えない不安な日々が三年目に入り、苦しいけど生きるしかない、そんな昭和二十二年の秋、突然、ソ連軍から日本人は日本に帰すとの命令が出ます。一週間以内に船が来ると。荷物は持てるだけ。そんな命令で我々島民は島を追い出されました。子供心にも、こんなことが…と思い、悔しかったです。人間扱いされない方法で船に乗せられました。既に択捉島、国後島の島民でいっぱいでした。船底に作られた仮居住区にぎゅうぎゅう詰め、換気が悪いのか悪臭が漂っていました。この船は樺太に向かうとのことでした。

漸く四～五日後に樺太に着き、港から数キロ離れた、真岡小学校と女学校の収容所に入ります。私たちはこの後、樺太の十月、厳寒という死と隣り合わせ、食べ物不足、薬も医者もない、想像もできないような悪環境を経験します。二週間後には体を壊し死亡する人が出てきて、年老いた人や子供が倒れていくそんな日々でした。日本からの引き上げ船はビストン輸送しているらしいものの、いつその船に乗れるか誰もわかりません。十一月に入って、死亡する大人も多くなり、十二月に入ってようやくやっと引き揚げ船に乗ることができました。嬉しくて、嬉しくて、家族七人、生きて無事帰れることが何よりでした。

函館の特設桟橋に着いたとき、子供の私でも口で言えないような特別な感情が体の中を駆け巡ったことを今でも覚えています。しかし桟橋の待合室で、突然我が家族に悲劇が起きました。姉の長女二歳が母親の背中でしんでいたのです。姉は島を出る一ヶ月に一歳の長男を病で失いました。姉の心情を思うと、悲しく悔しかったです。

島を追われた元島民は、辛く悲しいことが随分多くあります。思い出すのが辛いのです。しかし元島民は、今、半分以上もなくなり、平均年齢は八十歳を超えました。元島民の役割は後継者に語り継ぐことが、北方領土問題を風化させないことだと私達は考えています。

平成二十六年二月二十二日に、日本音楽事業協会の創立五十周年記念事業として、アニメ映画「ジョバンニの島」が完成しました。北方領土が戦後、ソ連に不法に占拠され、苦難の混住生活をし、そして樺太での厳しい死の生活ののち日本に帰るまでの話です。その中で日本とソ連の子供たちの交流・友好・愛情が生まれます。子供の目線（大人と違う）生きて行くための方法として通学途中の日本とソ連の子供の交流がやがて大人たちの生活にも大きな影響が生まれていきます。愛情や友情の、交流の大切さが実体験として語られているアニメ映画です。今後、多くの人に鑑賞してもらい、北方領土のことを更に知ってもらいたいと思います。

日本商工会議所青年部　第２８回北海道ブロック大会根室大会　記念講演

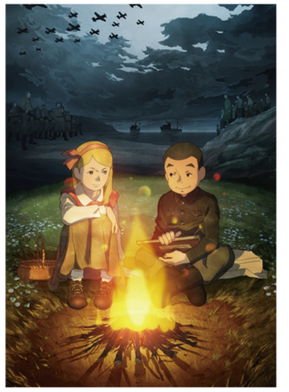
「ジョバンニの島」
（提供　一般社団法人 日本音楽事業者協会）

北方領土・色丹島の日本人墓地で手を合わせる得能　宏氏（同行記者団撮影）

「領土教育」の充実と竹島問題

第三期島根県竹島問題研究会副座長　島根県竹島問題研究顧問　佐々木　茂

「竹島問題１００問１００答」
（ワック出版）

「領土に関する教育ハンドブック」
（島根県教育委員会）

一、「領土教育」の充実について

文部科学省は、平成二十(二〇〇八)年告示の『中学校学習指導要領解説　社会編』で竹島問題について記述され、翌二十一年告示の『高等学校学習指導要領解説　地理歴史編』の記述に関して、「中学校と同様、竹島を指導するという趣旨」と説明している。

次いで、平成二十六年一月には、中学校と高等学校それぞれの同教科の学習指導要領解説の一部改訂を公表し、その中で竹島が日本固有の領土であることや韓国によって不法占拠されていること等が明記された。

また、二十五年十二月には「学校における海洋に関する教育について」を示し、小学校社会科、中学校社会科・理科、高等学校地理歴史科・公民科・理科の教科書には、「国土の東西南北の端、日本の領土問題、領海や排他的経済水域、漁業資源、海水の動きが気象に及ぼす影響等」について記述されている。

一方で、領土問題担当大臣のもとで開催された有識者懇談会では、平成二十五年七月にとりまとめられた報告書の中で、領土・主権に関する理解が国民の間に深まるためには、教育が重要であることが指摘されている。このように、領土問題について教育の果たす役割の重要性が再確認され、文部科学省や内閣官房に設置された領土・主権対策企画調整室を中心に諸施策が進められており、学校教育を始めとする「領土教育」の充実が図られている。

二、島根県の取り組みについて

島根県では、平成十七年三月に制定された「竹島の日を定める条例」の趣旨を踏まえ、国民や県民の理解と世論の盛り上がりを目指しさまざまな啓発活動を行っている。特に学校教育については、島根県内のすべての小・中・高・特別支援学校で「竹島に関する学習」が行われている。その中核となっているのが、「領土教育」を担う島根県教育委員会であり、それらを支えるのが、島根県が平成十九年に設置した島根県竹島問題研究会である。

島根県教育委員会では、「領土教育」のより一層の充実を図るため、竹島問題に関する独自の教材や資料などをまとめ、竹島問題や北方領土問題、尖閣諸島をめぐる問題など領土や領土問題について、平成二十七年三月に『領土に関する教育ハンドブック』として発刊している。また、第三期の島根県竹島問題研究会は、同研究会の三期にわたる成果を踏まえ、それまでに島根県に寄せられた質問や説明が必要と思われる事項について問答形式でまとめ、平成二十六年三月に『竹島問題　一〇〇問一〇〇答』（ワック出版）として発刊している。

さらに、第三期の研究会の成果は、『第三期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』として発行している。

三、「領土教育」の課題について

「一」で前述したとおり、「領土教育」について制度的に整備され、教科書の記述も大幅に増加し、その実施の可能性は大いに高まりを示している。

しかし、それぞれの教科・科目が設定する目標とともに、学校現場で採り上げるべき現代的な課題として、人権問題・民族問題・環境問題・食料問題・人口問題等々、世界あるいは日本的な諸問題は山積している。

これらとともに、「領土・主権に関する学習」を特設して組み込み充実を図ることには限度がある。限られた配当時間の中で、学齢や学校種、地域等の実情等に配慮し、交換しつつ、系統的に工夫して実施する必要がある。その点でも、県・市町村教育委員会の果たす役割は大きい。

「第３期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書」
（第３期島根県竹島問題研究歌会）

四、「実効支配」の用語使用について

終わりに、「竹島問題」に関わって、気になる点について述べたいと思う。それは、「実効支配」の使い方についてである。

国際法専攻の中野徹也関西大学教授によれば、「特に明確な定義があるというわけではないが、一般的には、国家の主権が及んでいる領土に対して、その主権が有効に行使されている状態をいうと解されている」と述べている。

その場合、「主権の表示―国家の立法・司法・行政上の統治権の行使―が継続的かつ平穏になされている」状態をいうと中野教授は説明している。さらに、「平穏」の要件として、「他国から異議が申し立てられていない状態」をいい、「関係国から抗議が適時に、かつ継続してなされて」いないことを指摘している。

現在の報道や発言等で韓国による「竹島の現状」を「実効支配」と見聞きすることが多々あるが、島根県及び島根県竹島問題研究会では竹島の現状を、意識的に「実力支配」「不法占拠」等と呼び、その用語で表記することで違いを表現している。

中野教授は、「正確な知識を普及させることは喫緊の課題」と述べている。「領土問題の基本」として肝に銘じる必要のある指摘と考える。

※「実効支配」については『竹島問題一〇〇問一〇〇答』一三二～一三三ページを参照されたい。

日本近代史、社会科・歴史教育論　1953（昭和28）年、島根県隠岐郡西郷町(現・隠岐の島町)生まれ。島根県公立高校教員に採用され、松江北高校教諭、県立松江教育センター(現・島根県教育センター)指導主事兼班長等を務めて退職。現在、松徳学院高校教諭、島根大学嘱託講師、ＮＨＫ文化センター講師。

佐々木　茂氏